

(特許法施行規則の一部改正)

第二十条 特許法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第10号)の1節を次のように改正する。

第三十一条の二に次の一項を加える。

- 5 中小企業のもつくり基盤技術の高度化に関する法律(平成十八年法律第三十三号)第九条第一項の規定の適用を受けようとするときは、出願審査請求書にその旨及び中小企業のもつくり基盤技術の高度化に関する法律施行規則(平成十八年経済産業省令第77号)第六条第一項の確認書の番号を記載しなければならない。
- 第六十九条に次の一項を加える。
- 6 中小企業のもつくり基盤技術の高度化に関する法律第九条第一項の規定の適用を受けようとするときは、特許料納付書にその旨及び中小企業のもつくり基盤技術の高度化に関する法律施行規則第六条第一項の確認書の番号を記載しなければならない。

様式第40の備考6中「審査請求料軽減申請中」のように審査請求人ごとに行を改めて記載する。」と「第31条の2第5項の規定により中小企業のもつくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第2項の規定の適用を受けようとするときは【手数料の表示】」の欄の次に「【手数料に関する特記事項】」の欄を設けて、「中小企業のもつくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第2項の規定による審査請求料の1/2軽減。確認書の番号 第〇〇号」のように、確認書が交付されていないときに請求するときは「中小企業のもつくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第2項の規定による審査請求料軽減申請中」のように審査請求人ごとに行を改めて記載する。」と改める。

様式第38の備考7中「特許料軽減申請中」のように特許出願人ごとに行を改めて記載する。」と「第69条第6項の規定により中小企業のもつくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第1項の規定の適用を受けようとするときは【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「中小企業のもつくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第1項の規定による特許料の1/2軽減。確認書の番号 第〇〇号」のように、確認書が交付されていないときに納付するときは「中小企業のもつくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第1項の規定による特許料軽減申請中」のように特許出願人ごとに行を改めて記載する。」と改める。

様式第26の備考3中「特許料の金額」として(減免を受ける者にあつては、その減免後の金額)、「合算して得た額」として(以下この様式において単に「合算して得た額」という。))、「納付するときは、」として「国を含む者の共有に係る権利にあつては、」と改め、「記載する」と改め、「記載し、減免を受ける者を含む者の共有に係る権利にあつては【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「中小企業のもつくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第1項の規定による特許料の1/2軽減。確認書の番号 第〇〇号(〇〇〇〇 持分〇/〇)」のように減免を受ける旨、特許権者の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記載するとともに、「【特許料等に関する特記事項】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許料の納付の割合 〇/〇」のように合算して得た額と特許法第107条第1項に規定する特許料の金額の割合を記載する」と改める。

様式第70の備考4を備考5とし、備考3の次に次の旨を加える。

- 4 第69条第6項の規定により中小企業のもつくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第1項の規定の適用を受けようとするときは【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「中小企業のもつくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第1項の規定による特許料の1/2軽減。確認書の番号 第〇〇号」のように、確認書が交付されていないときに納付するときは「中小企業のもつくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第1項の規定による特許料軽減申請中」のように特許権者ごとに行を改めて記載する。ただし、備考3により減免を受ける旨等を記載した場合には、記載するには及ばない。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部改正)

第二十条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成17年通商産業省令第41号)の1節を次のように改正する。

様式第29の備考7中「特許料軽減申請中」のように特許出願人ごとに行を改めて記録する。」として「特許法施行規則第69条第6項の規定により中小企業のもつくり基盤技術の高度化に関する法律(平成18年法律第33号)第9条第1項の規定の適用を受けようとするときは【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「中小企業のもつくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第1項の規定による特許料の1/2軽減。確認書の番号 第〇〇号」のように、確認書が交付されていないときに申出するときは「中小企業のもつくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第1項の規定による特許料軽減申請中」のように特許出願人ごとに行を改めて記録する。」と改める。

様式第26の備考3中「特許料の金額」として(減免を受ける者にあつては、その減免後の金額)、「合算して得た額」として(以下この様式において単に「合算して得た額」という。))、「納付するときは、」として「国を含む者の共有に係る権利にあつては【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「中小企業のもつくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第1項の規定による特許料の1/2軽減。確認書の番号 第〇〇号(〇〇〇〇 持分〇/〇)」のように減免を受ける旨、特許権者の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記録するとともに、「【特許料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許料の納付の割合 〇/〇」のように合算して得た額と特許法第107条第1項に規定する特許料の金額の割合を記録する」と改める。

様式第38の備考4を備考5とし、備考3の次に次の旨を加える。

- 4 特許法施行規則第69条第6項の規定により中小企業のもつくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第1項の規定の適用を受けようとするときは【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「中小企業のもつくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第1項の規定による特許料の1/2軽減。確認書の番号 第〇〇号」のように、確認書が交付されていないときに申出するときは「中小企業のもつくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第1項の規定による特許料軽減申請中」のように特許権者ごとに行を改めて記録する。ただし、備考3により減免を受ける旨等を記録した場合には、記録するには及ばない。

様式第1

特定研究開発等計画に係る認定申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
名 称 及 び
代表者の氏名

印

中小企業のもつくり基盤技術の高度化に関する法律第4条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

- 1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

申請者は以下の要領に従って、特定研究開発等計画の必要事項を記載すること。ただし、特定研究開発等計画を共同で作成、実施する場合には、別表5については、共同申請者及び協力者ごとに記載すること。